

お知らせ

国民健康保険税は病氣やけがの医療費に充てられる大切な財源です

平成22年度の国民健康保険税は、7月に税額を決定し、納税通知書を7月中旬に国保加入者の世帯主に郵送します。

税率、税額算出明細や納付方法（普通徴収や特別徴収）また特別徴収から口座振替に変更する手続きなどは、納税通知書で確認してください。

■倒産などで職を失った方の国民健康保険税の軽減制度が、平成22年4月から始まりました。

対象者 雇用保険の特定受給資格者（倒産・解雇などによる離職）や特定理由離職者（雇い止めなどによる離職）で求職者給付（基本手当等）を受ける方

該当離職理由コード 11・12・21・22・23・31・32・33・34

軽減額 離職日の翌日から翌年度末まで、前年の給与所得を100分の30とみなして算定します。

※次の方は対象となりません。
○高年齢受給資格者（65歳到達日以後に離職）

○特例受給資格者（短期雇用特例被保険者）

制度が始まる前の失業でも平成21年3月31日以降に離職した方は、平成22年度分の保険税に限り軽減の対象となります。

軽減を受けるためには、届出が必要で、届出の際、雇用保険受給資格者証と印鑑をお持ちください。

問 課税課市民税係

☎1281

後期高齢者医療保険証が更新されます



現在お手元にある後期高齢者医療保険の被保険者証の有効期限は、平成22年7月31日までです。

8月から被保険者証は7月中旬に、簡易書留郵便で発送します。受領後は大切に保管してください。

■保険証の負担割合

保険証に記載されている医療機関の窓口で負担いただく割合には

「3割」と「1割」の2種類あります。

「3割」の方は、次の要件のうちどちらかに該当する場合は、申請すると「1割」に変更となります。

- ①世帯に被保険者が一人で、前年の収入が383万円未満の場合
- ②世帯に被保険者を含め70歳以上の方が複数いる場合で、その方々の前年の収入の合計が、520万円未満の場合

■保険料は期限内に納めましょう

平成22年度の後期高齢者医療保険料は、2年に一度の保険料率の見直しが行われ、7月中旬に千葉県後期高齢者医療広域連合で決定し、郵送で各被保険者にお知らせします。保険料のお支払い方法（年金天引き・窓口納付・口座振替）により通知内容などが異なりますので、ご確認ください。

後期高齢者医療制度は75歳以上（申請により一定の障がいのある方は65歳以上）の方が加入する保険制度です。この制度では、加入者一人ひとりが保険料を負担していただきます。保険料は、医療費の一部として使われる大切な財源です。必ず納付しましょう。

問 市民課高齢者医療年金係

☎1142

乳幼児医療費助成受給券の更新

■0歳～小学校入学前のお子さんの保護者へ

現在お持ちの乳幼児医療費助成受給券の有効期限は、7月31日です。新しい受給券は、7月末に郵送予定です。なお、申請時に登録した保護者・乳幼児の氏名・住所・健康保険証などに変更のある場合は、お近くの保健福祉窓口で変更手続きをお願いします。

■医療機関で受給券を使用した場合の自己負担額

- ・通院1回・入院1日につき200円（保険適用分）
- ・保護者が市民税所得割が課税されていない、または均等割のみ課税されている場合は無料
- ※乳幼児医療費助成を申請をしていない方は、早めに手続きを済ませましょう。

申請に必要なもの

- ・印鑑、保護者とお子さんの保険証
- ・平成22年1月1日に山武市に住所がなかった保護者の方は、平成22年度児童手当所得証明書または非課税証明書の提出が必要で

問 子育て支援課児童家庭係

☎0479(80)8366